

新潟民商

新潟民主商工会
新潟市沼垂西3丁目
電話 (243) 0141
20年 5月 18日

給付金・協力金などの制度を活用して新型コロナナから経営を守るう！

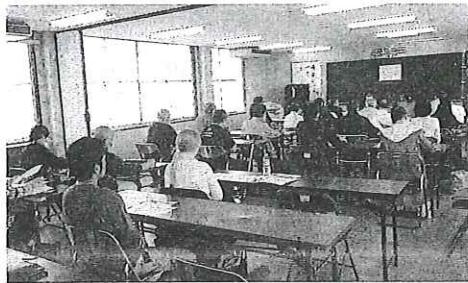
中央ブロックの相談会に 会内外から35名が参加

中央ブロックでは5月11日に民商会館にて、コロナウイルス対策の給付金や協力金についての説明会を行いました。ここには飲食業を中心に会内外合わせて35名の方が参加しました。

冒頭に野上会長が「新型コロナナから商売を守るために力を合わせていきましょう」と挨拶。続いて松本副会長から制度についての説明がありました。

制度説明後に休業要請協力金の方と、持続化給付金の方で二つに分かれて、実際の申請に係る実務をすすめました。参加者全員で質問などを出し合い、難しいところは役員や事務局が個別に対応し申請の手伝いをしました。国の持続化給付金は現在オンラインのみでしか申請ができず、ネット環境が無い方やスマホが無い方は申請をできない状況です。民商では事務所のパソコンも活用して申請を進めていく予定です（申請にはスマホが一番簡単のようです）。

集まりに参加した方からは「休業している毎日不安で寝られない。今日の集まりに参加して少し安心した」という安堵の声や、「こんなに私たちが困っているのに、煩雑な実務でとてもやってられないよ」などの怒りの声が出され、国や市にスピードを上げて利用しやすい制度実施を求めていこうと話しました。周りには申請をしたくても分からなくて困っている方が必ずいます。そうした方に「民商に相談したら？」の声を掛けていきましょう。



日程

- ・ 5月22日（金）三役会議
- ・ 6月2日（火）理事会
- ・ 6月7日（日）県連総会&共済会総会

北東ブロックの相談会に 参加の会外業者2名入会

北東ブロックでは、5月1日に新商連会館にて新型コロナナウイルス対策で現在申請が可能な給付金・協力金の説明と、参加者各々の商売の現状を交流しました。

参加された方々は飲食関係が中心でしたが、建設や小売の方もおられ、新型コロナナの影響が様々な業種に広がっていることが感じられました。

この間の外出の自粛や営業時間の短縮、休業などが現金商売である飲食店やそこに卸している業者に大きな打撃を与えました。

店舗を借りている人からは「家賃の支払いが難しく減額してほしい」という要望も出され、市で家賃の減額をすると貸主に補助がされることを説明すると、「さっそく家賃を下げてもらえるように話しをしてみよう」と意気込んでいました。

北東ブロックでは12日にも相談会を計画しており、参加者は「次回も参加する」と話していました。また、この相談会に参加した2名の会外業者の方が、その後入会となりました。



各支部の相談会・学習会の予定

新型コロナ対策相談会 (女池・鳥屋野地域)

日時 5月25日（月）午後7時～8時
会場 南地区センター（新和3-3-1）

※会場変更の場合もあるので確認ください。

自主記帳・自主計算学習会 (大形支部)

日時 5月21日（木）午後7時～9時
会場 新商連会館（大形本町3-4-12）

相談会を案内しながら訪問！関屋支部

関屋支部では5月1日に野上会長&近藤支部長で12件を訪問。「持続化給付金」と「コロナ拡大防止協力金」の申請相談会の案内をしながら対話しました。

訪問では、「組合等の会合がなくなり、各施設等への弁当の注文が無くなった。夜は休業にした。申請が難しいのだが、酒屋にも教えよう」（居酒屋）、「売上半減までいかないが、休業要請がでたらパツタリ。市役所も一部が移転してしまうので、これからどうなるのか」（喫茶店）、「家賃を1ヶ月免除してもらった。大家さんに感謝」（とんかつ店）、「すし組合の仲間が休業する中、お持ち帰りのみ営業することにした。しかし厳しい状況」（寿司屋）、「ネイルアーティストを呼んで展示会などをしてしたが、県外のイベントが全部キャンセル。ちょうど給付金申請の準備をしていた」（時計店）、「休業して、今はオンライン授業を始めています」（ダンス教室）などの声が出されました。



訪問先はどこも切実な状況で制度への関心が高く、相談会に参加したいとの声も多数出されました。

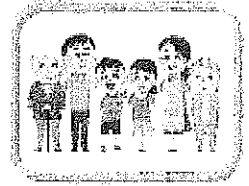
スマホで簡単申請 持続化給付金の申請の手引き

大形支部の法人会員のAさんは設備工事業を営んでいます。現場は医療機関が多いために、新型コロナの影響で4月の売上が激減しました。このままでは従業員の給与も払えないと民商事務所に相談しました。持続化給付金の申請に当たり必要書類を揃えることに。申告書は郵送で提出していきスマホでパチリ。提出義務の無い「事業概況調査票」も決算書を見ながら改めて作成し、税務署に収受印を押してもらいました。今年の売上もパソコン会計で集計して準備は万端。

9日の土曜日に息子のスマホで持続化給付金の申請にチャレンジ。最初のIDやパスワードで苦戦したものの、あとはスムーズに申請は進み、ものの30分ぐらいで申請は完了しました。「こんなに簡単にできるとは思わなかった。銀行にも融資を申込みましたし一安心。今度は相談会で俺が教えようかな」とAさん。息子に「手続きしたのは俺。おめさんが参加すると邪魔になるからやめなせ」と、たしなめられていました。

子育て・高齢者支援 健康すまいるリフォーム助成事業

子どもを安心して生活させて、高齢者が健康で暮らせる住環境を創出することを目指して、既存住宅のバリアフリーリフォーム・子育て対応リフォーム・高齢者対応リフォーム及びそれ併せて行う居住環境や住宅機能の維持・向上のための住居リフォーム工事を行う際に、その費用の一部を補助します。



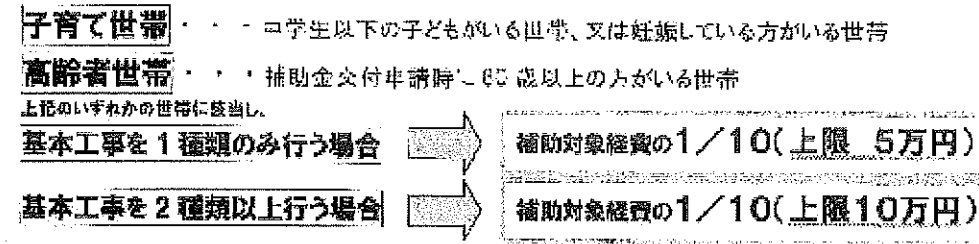
申請受付：4月30日（月）から5月31日（金）まで 申請期間 申請額：5,000円

補助対象工事 ※補助金の交付決定を受ける前に着手した工事は対象となりませんのでご注意ください。

- 基本工事（①②③のいずれかが必須）
 - ①バリアフリーリフォーム工事：既存住宅又はその敷地のバリアを改善又は解消するための工事
 - ②子育て対応リフォーム工事：子ども部屋において行う工事又は子どもの事故防止工事
 - ③温熱環境改善リフォーム工事：既存住宅の温熱環境を改善するための工事

○プラス工事：基本工事と併せて行う居住環境や住宅機能の維持・向上のための住宅部分のリフォーム工事
 ・補助対象経費の合計が10万円以上の工事に限り、
 ・補助対象経費とは、基本工事及びプラス工事に係る経費（消費税を除く）を指し、補助対象外工事に係る経費は含まれません。（基本工事の対象、プラス工事の内容及び補助対象外工事の例は要項を参照。）
 ・市内に本社、本店、又は若しくは営業所を有する法人、又は市内に住所のある個人事業主（市庁見積書の内訳証明書及び領収書等の住所が確認できるものに限る。）に補助対象工事発注することが条件となります。
 ・基本工事においては、使用する材料・材料は未使用品とし、一の工事ごとに1事業者に同一一括発注する。ことが条件となります。

補助金の額



補助対象者

- 自ら居住または実情報告書の提出までに居住を予定している住宅において、上記補助対象工事を発注し行う個人
- ・新潟市の住民登録を行っている、又は実情報告書の提出より1年以上前に行う予定であること
- ・補助金交付決定を受けた後に補助対象工事に着手するもので、2021年9月15日（月）までに実情報告書を提出できること
- ・申請者及び対象工事を行う住宅について、過去に本補助金及び「空き家活用リフォーム促進事業補助金」又は「ふるさと基金」を受け取っていないこと
- ・市税を滞納していること など

条件や手続きの詳細については、「補助金交付要綱」・「補助金申請の手引き」にてご確認ください。

申請の受付

- 4月20日（月）から先着順で申請受付
- 申請窓口は住環境政策課（市役所本庁舎 分館5階 5月7日からふるまち庁舎6階）
- ・申請時に必要書類を添付の上、窓口で直接申請してください。郵送での申請はできません。
- ・予算状況に応じて、申請の受付を締め切る場合があります。